

## 岡山大学出版会規程

平成19年3月30日  
岡大規程第25号

改正 平成20年3月31日規程第68号  
平成21年3月27日規程第19号  
平成22年3月31日規程第56号  
平成23年3月31日規程第43号  
平成24年8月23日規程第43号  
平成26年3月31日規程第26号  
平成31年3月29日規程第59号  
令和7年5月30日規程第63号  
令和8年1月22日規程第3号

(設置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、岡山大学出版会（以下「出版会」という。）を置く。

(目的)

第2条 出版会は、本学職員（本学と包括的連携・協力に関する協定を締結した機関の職員を含む。）の教育・研究成果の発表を支援し、もって我が国の学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

(英文名称)

第3条 出版会の英文名称は、Okayama University Press とする。

(事業)

第4条 出版会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 書籍及び電子版による学術関連図書及び学術関連雑誌の刊行・頒布
- 二 その他出版会の目的を達成するために必要な事業

(会長)

第5条 出版会に会長を置き、学長をもって充てる。

(運営責任者)

第6条 出版会に運営責任者を置き、教学担当理事をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 出版会の円滑な運営を図るため、岡山大学出版会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 出版会の事務は、図書館・公共知共創管理統括部において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年1月22日から施行し、令和7年10月1日から適用する。